

2 発生時の対応（命を守る）

2-1 災害発生時の具体的な対応

災害には、ある程度予測ができる台風、強風、豪雨や、予測できない地震や火事、突風などがあり、それぞれの災害に応じた対応が必要です。災害の種類、施設の状況（建物の種類や高さ、エレベーターやバスの有無など）、実施している事業の種類（一時保育、休日保育、子育て支援センターなど）、分園の有無、保育の状況（室内、園庭、プール・水遊び、園外活動、エレベーターに乗っている時、バス乗車時など）によっても、避難の方法は異なるため、それぞれの施設に適した「フローチャート」を、災害別・保育の状況別に作成し、職員間で共有しておきます。事業を実施している施設や、分園がある施設については、本園と一緒に避難するかどうかを、あらかじめ決めておくことも必要です。

災害の事前の対応については、ハード面、ソフト面に分けて考えておくと整理がしやすくなります。

本編 2 p.78 資料17

●フローチャート（作成例）時系列で記入し、職員の役割を明確にします。

（地震）発生！				
	こどもの動き	職員の動き		
		リーダー	担任等	給食室
時 系 列 で 記 入	・机の下に潜るなど身を守る行動をとる ・揺れがおさまったら帽子や防災頭巾を着用する	・地震発生を伝える	・地震発生を伝える ・出口を確保 ・避難経路、避難場所の安全確認	・火災等、二次災害の防止
	・園庭等安全な場所へ避難	●人数把握 ・施設の状況を把握し、職員へ指示を出す ・情報収集。他への避難が必要な場合は、避難先の安全確認、避難指示（避難先を掲示）	●人数確認 ・園庭等に誘導 ・非常持ち出し品、非常時引き渡しカード、緊急時薬等の準備	・非常持ち出し品の準備
	※施設内にとどまる場合	●人数把握 ・関係機関へ連絡 ・災害伝言ダイヤル等発信	●人数確認 ・負傷者の確認、応急手当 ・保育の継続	・ライフラインの確認
	※津波発生時等、指定避難場所へ移動する場合	●人数把握 ・関係機関への連絡 ・災害伝言ダイヤル等発信	●人数確認 ・負傷者の確認、応急手当 ・保育の継続	
	・保護者の迎えを待つ	●人数把握 ・関係機関との情報共有	●人数確認 ・避難場所での保育を実施	・避難状況に応じて、食事の提供を行う。 ・食物アレルギーのあるこどもは必ず目印を付け、食事を提供する際は必ず複数確認を行う
	・保護者への引き渡し	・非常時引き渡しカード等で確認し、保護者へ引き渡す	・非常時引き渡しカード等で確認し、保護者へ引き渡す	
	・引き渡し完了	・法人等関係機関へ引き渡し完了を報告		
		・被害状況を確認し、法人等関係機関、「大阪市行政オンラインシステム」にて市へ報告（参照p. 23）		

(1) 風水害への対策

台 風

台風は、気象情報等をこまめに入手することで、ある程度の準備ができる災害です。

台風シーズンには、臨時休園の基準を保護者に周知しておく必要があります。



【台風接近時の対応】

〈ハード面〉

- 園庭の遊具は、屋内や物置、物陰に片付ける
- 基礎で固定されていない大型遊具についても、風の影響を受けにくい場所へ移動する
- 簡易な柵、駐輪場の屋根等、屋外にある造作物等で風による破損・倒壊のおそれがあるものは、補強・一時撤去等の対策をとる
- ガラス飛散防止のため、飛散防止シートやテープ等を貼り、カーテンを閉める
- 危険な枝等がある場合は、補強や剪定を行う
- 日除けネットやのぼりなど、風の影響を受ける可能性があるものは外す
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）が途絶えることも予測し対策を考えておく

〈ソフト面〉

- 臨時休園の基準や暴風警報発表時の対応を、職員間で再確認する
- 交通機関の運休等を予測し、職員体制を確保する
- 保護者へ暴風警報発表時の対応を事前に周知する
- 随時、最新の気象情報等を把握する
- 窓からできるだけ離れた場所で過ごす等、こどもの安全確保に努める
- 給食提供等の調整をする

【暴風警報発令時の対応（応急期）】

- 役割分担のもと、職員間で連携し、落ち着いて行動する
 - 保護者へ連絡し、速やかにお迎えを依頼する
 - 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
 - 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
 - 施設において随時情報収集と状況把握を行う
 - 暴風警報解除後は、被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は保育を再開する
- ➡ 応急期経過後の対応については、p.28以降に掲載しています

本編2 p.81 資料20

水害・豪雨

短時間で非常に強い雨が降るなど、雨の降り方によっては浸水が起こる恐れがあります。

台風や大雨などにより、水害のおそれが高くなった場合などに、大阪市より避難情報が発令されます。どの河川の氾濫により浸水するか、高潮の影響を受けやすいか、地震時には津波の影響を受けるおそれがあるかなど、自施設に想定される被害について①大阪市 水害ハザードマップや②マップナビおおさか等を確認し、避難情報が発令された場合の状況を把握しておきます。

①大阪市 水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



②マップナビおおさか

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>



「避難確保計画」の作成義務について

大阪市域に所在する要配慮者利用施設（避難行動に時間を要する高齢者やこども等が利用する施設）のうち、高潮や河川氾濫等の水害による浸水想定区域内に所在し、かつ「大阪市地域防災計画資料編（別表）※」に定められた施設は、「水害時の避難確保計画」を作成し、「避難確保計画作成（変更）報告書」「水害に対するセルフチェックシート」とともに大阪市危機管理室へ提出し、職員全員で避難行動を確認しておくことが重要です。（水防法第15条の3）

なお、「非常災害対策計画書（兼避難確保計画書）」を作成すれば、非常災害対策計画書と避難確保計画書の両方を作成したことになります。

（参照 本編2 p.21）

水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>



（掲載内容）

※大阪市地域防災計画資料編（別表）、避難確保計画作成（変更）報告書、
水害時の避難確保計画、水害に対する避難確保計画セルフチェックシート

➡ホームページ内に作成方法を解説した動画（YouTube）も掲載しています

河川氾濫の避難情報対象区域

河川氾濫の避難情報の発令区域に所在する施設は、大阪市ホームページ水害のおそれがあるときの避難情報の発令対象区域に記載されている対象河川ごとの区域を確認し、自施設の状況を把握しておきます。

水害のおそれがあるときの避難情報の発令対象区域

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000271142.html>



「水防法」とは

水防法とは、洪水、雨水出水、津波または高潮に際しての水害を警戒し、防御し、これらによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とした法律です。

「水防法」

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

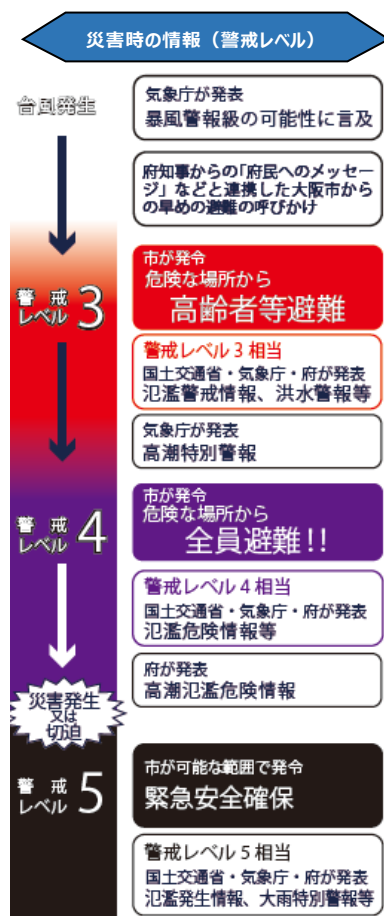
（中略）

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

高 潮

高潮は、地震（津波）と異なり、気象情報等をもとに早めの避難が可能です。大阪市では気象情報などをもとに、避難情報を発令します。あらかじめ決めておいた場所にゆとりを持って避難し、安全を確保しましょう。なお、避難情報を発令する前に、周囲で災害が起こることもありますので、周囲の状況に注意しましょう。



【高潮の避難情報発令の対象区域】

大阪府が想定した浸水区域のうち、床上浸水以上が想定される浸水深 50 センチメートル以上の範囲を基本とします。対象区域は以下の 19 区の全域です。

北区	都島区	福島区	此花区
中央区	西区	港区	大正区
天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区
東淀川区	旭区	城東区	阿倍野区
住之江区	住吉区	西成区	

【臨時休園判断基準】

記録的な台風が近づいているときに、大阪市から高潮に関する自主避難の呼びかけがあった場合は、臨時休園となります。

河川や災害の状況により、必ずしもこの順番で情報が出るとは限りません。
状況に応じた柔軟な対応が必要です。

大阪市危機管理室ホームページより

避難の方法（高潮）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000508582.html>



【事前の対応】

〈ハード面〉

- 建物内外及び施設周辺の安全点検を行う
- 急な大雨は、河川や水路の急激な増水があることも予測する
- 土のうや止水板等を準備、側溝、排水溝の点検や、水が溜まらない工夫等を行う
- こどもの安全を確保する（午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝る等）
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）が途絶えることを想定し対策を考えておく

〈ソフト面〉

- 自施設に想定される被害を「水害ハザードマップ」で把握しておく
- 臨時休園の基準や水害時警戒レベルの対応を職員間で再確認する
- 保護者へ水害時の対応を事前に周知する 本編2 p.79,80 資料18・19
- こどもへの防災教育をする
- 随時、最新の河川氾濫等の情報を把握する
- 交通機関の運休等を予測し、職員体制を確保する
- 区役所等関係機関の災害対策を確認し、連携を十分に図っておく



自施設は、垂直避難（建物の３階以上など自施設や近隣の安全な場所に移動・留まる）・水平避難（避難所など指定された安全な場所に移動する）のどちらが良いかを事前に判断しておき、避難予定先を保護者に周知しておきましょう。

【警戒レベル３以上発令時の対応（応急期）】

- こどもの安全を確保しつつ、職員間で連携し役割分担のもと、落ち着いて行動する
- 保護者へ連絡し、速やかにお迎えを要請する 本編2 p.81 資料20
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- マンホールや側溝のふたが外れていることがあるため、周辺の状況を確認し避難する
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 警戒レベル３が解除になった際には、被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する（業者が納品できない場合もある）

➡ 応急期経過後の対応については、p.28以降に掲載しています

(2) 地震への対策

地震

地震は、いつ起こるかわからない災害です。突然の事態に対し、職員が冷静に判断し、行動・指示できるかが何より重要となります。そのためには、日頃の訓練を通し、あわてず行動する力を身につける必要があります。

【事前の対応】

〈ハード面〉

- 建物内外及び施設周辺の安全点検を行う
- 日常的に整理整頓を心掛け、安全な保育環境のための点検を行う
(棚等の転倒により物が散乱して被害につながる危険はないか、高い所の物が落ちてこないか、避難経路をふさいでいないか等)
- ガラスに飛散防止シートやテープ等を貼り、飛散によるケガの防止を図る
- 地震がいつ発生するかもしれないという認識のもと、園外活動等に出向く際も、避難場所や近隣の病院を把握しておく
- 送迎バスの運行コースごとに、周辺にある避難所を確認し、決めておく (参照 p.17)
- ライフライン(電気、水道、ガス、通信等)が途絶えることを想定し対策を考えておく



〈ソフト面〉

- 臨時休園の基準※や、地震発生時の対応を職員間で再確認する
※市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上が観測されたら臨時休園
- 災害発生時の対応と役割分担を決めておく 本編2 p.64 資料1
- 避難訓練(保護者との引き渡しや、送迎バス乗車時等の訓練も含む)を実施し、職員間で評価・反省を行う
- 「大阪市水害ハザードマップ」等で自施設のおかれている状況を把握する
- こどもへの防災教育をする
- 避難の際、食物アレルギーのあるこどもや、配慮が必要なこどもの対応について、職員間で共有しておく

➡食物アレルギーのあるこどもの対応についてはp.41に掲載しています

- 区役所等関係機関の災害対策を確認し、連携を十分に図っておく
- 区の防災マップを入手し、区別・地域別の防災計画等を学ぶとともに、地域の協力施設や協力者のリストを作成しておく 本編2 p.69 資料7
(区や地域主催の防災訓練に保育施設として参加するなど、日ごろから連携を取っておく)

【地震発生時の対応】

- 揺れの状況を判断し、安全な場所にこどもを集め、安全を確保する
- 職員間で連携し役割分担のもと、声を掛け合い、落ち着いて行動する
- 常にこどもの人数を確認する
- 火の元を確認する



➡二次災害で火災が発生した際の対応は、p.22、23に掲載しています

- ガラスの破損や飛散、家具の転倒や物の落下に注意する
- 負傷者の確認をするとともに、応急処置を行い、安全に避難できる方法を判断する

【地震発生後の対応（応急期）】

- 施設の被害状況、周辺の安全確認を行う
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の確認を行う
- 地震の程度、施設の状況、災害情報（火災や津波の発生に関する正確な情報）等を総合的に判断し、自施設に留まるか、避難するかを決定する
- 避難の際には、避難経路の安全を確認して行動する

（建物から離れて移動する、頭上からの落下物に注意する、地割れや液状化の有無を確認する、地面の陥没や隆起等に注意するなど）

- 保護者へ連絡し、速やかにお迎えを要請する
- 交通機関の運行状況等を把握し、職員体制を確保する
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- 休日や時間外に大きな地震が起こった場合も同様に、こども・職員の安否確認、建物被害の状況等を把握する

本編2 p.82資料21

例：こども（家族）の安否やケガの有無、被災状況、居場所、今後の連絡先等

- 地震当日から1日目、2日目についても被害の状況等に応じ、随時、法人等関係機関や「大阪市行政オンラインシステム」にて市へ連絡する（参照p.2）
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する（業者が納品できない場合もある）

➡応急期経過後の対応については、p.28以降に掲載しています

【状況別の対応例】

《エレベーターに乗っている時》

全てのフロアのボタンを押し、一番近いフロアに止まるようにする。



最近の多くのエレベーターは「地震時管制運転装置」が備わっており、この場合、地震を感知すると自動で一番近い階まで進んで止まりドアが開きます。

この装置は平成21年に設置が義務化されていますが、旧型では備わっていない可能性もあるため、事前に建物の管理会社やエレベーター会社に確認しておきましょう。

《送迎バスに乗っている時》

- ◎急ブレーキをかけずにハンドルをしっかり握り、スピードを落とす
- ◎道路の左側に停車し、揺れがおさまるまで車内で待機する
- ◎地震、火災、津波等の情報を入手する
- ◎避難が必要な場合は、鍵をつけた状態で、ドアロックをかけずに降車する（可能であれば、緊急車両の妨げとならない場所へ駐車し、連絡先メモを車内に残し、車検証を持ち出す）



「バス乗車時の防災マニュアル」も必要です！

- ◆避難の際には、バス内に子どもが残っていないかを必ず確認しましょう。
- ◆送迎バスを利用している施設については、バス乗車時の防災マニュアルやフローチャートを作成し、運転手、保育者等が共有しておく必要があります。訓練を定期的に実施しておきましょう。
- ◆災害発生時は、施設と連絡を取り合い、カーラジオ等で情報収集を行いながら、状況に応じて子どもを安全に避難させます。
- ◆事前に、走行ルート別に避難場所を決めておくといいでしょう。



いろいろな場面での対応を考えておきましょう

室内、園庭、プール・水遊び、エレベーターに乗っている時、園外活動、バス乗車中など、施設に応じた様々な場面でのフローチャートを作成し、訓練をしておきましょう。

(参照p.9)

本編2 p.78資料17